本宮市木材利用推進方針

平成２８年２月１日　制定
令和７年３月３日　改正

第１　趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）」第１２条の規定に基づき、福島県が定めたふくしま県産材利用推進方針(平成２３年７月１２日制定、令和４年４月１８日改正）に則して、市内の公共建築物の整備における木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある快適な公共空間を提供するとともに、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、及び森林の整備の促進による公益的機能の発揮等に資することを目的とする。

第２　用語の定義

この方針に使用する用語は、次のとおりとする。

１　「建築物」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

２　「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が整備するもので、広く市民に利用される建築物をいう。

３　「地域産材」とは、国内の森林から生産された素材が県内で製材、加工され、流通している木材のことをいう。

４　「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。

５　「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第３　公共建築物等における木材利用促進のための基本的事項

１　木材利用を推進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

(１)本市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

(２)国又は地方公共団体以外の者が市内において整備するもので、次に該当し、広く市民に利用される建築物

ア　学校、幼稚園その他これらに類する教育施設

イ　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設

ウ　病院または診療所
エ　体育館その他これらに類する運動施設
オ　図書館、博物館、美術館その他これらに類する社会教育施設
カ　車両の停車場その他旅客の乗降または待合いの用に供する建築物
キ　高速道路等の通行者または利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設等

2　公共建築物の木造化、木質化を図るための検討

市が整備する公共建築物の木造化、木質化の実施については、事前に、建築物の用途や目的を考慮し、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて検討するとともに、木材の利用による付加価値等も考慮して、総合的に判断するものとする。

また、木質ペレット等の木質バイオマスを燃料とする空調設備やボイラー等の設置についても同様とする

第４　市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1　公共建築物における地域産材の使用

市が整備する公共建築物に使用する木材は、次に掲げるいずれかの理由に該当する場合を除き、可能な限り地域産材を使用するものとする。

（1）　法令等の規定により、木材の指定ができない場合
（2）　製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
（3）　地域産材の供給が困難である場合
（4）　その他、木材を使用することが困難であると認められる場合

2　公共建築物の木造化の推進

市が整備する公共建築物は、次の各号に挙げるものを除き、木造化に努める。

（1）　建築基準法等の法令により、木造化が困難である場合
（2）　建築物等に要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により（施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により）、木造化することが困難である場合
（3）　災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物等、建築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難な場合
（4）　その他木材の利用が適当でないと認められる場合

3　公共建築物の木質化の推進

市が整備する公共建築物において、建築基準法その他法令に基づく基準等によって木造化ができないと判断された場合は、可能な限り内装等の木質化に努めるものとする。

4　備品等における木製品の利用

市が公共建築物に使用する備品及び消耗品については、地域産材を用いた製品の導入に努めるものとする。

5　木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

市が整備する公共建築物における空調設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

また、当該機器に係る燃料については、地域産材に由来する燃料を優先的に利用するものとする。

第５　公共建築物以外の建築物等における木材の利用促進

1　民間建築物への地域産材の利用促進

市は、民間事業者による建築物の整備において、地域産材利用への理解が得られるよう努めるとともに、活用事例や関連製品の紹介、情報提供等を積極的に行うこととする。

2　公共土木工事等における地域産材の利用

市が実施する公共土木工事等においては、整備等施設の耐久性及び維持管理等を検討するとともに、木材の利用による付加価値等も考慮した上で地域産材の使用が有効と判断したときは、積極的に地域産材の使用に努めるものとする。

また、建設業者に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への地域産材の利用促進を図ることとする。

3　木質バイオマスの利用促進

市は、民間事業者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用促進に努めるものとする。

第６　地域産材の安定供給体制の整備

建築物等における地域産材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努めるものとする。

第７　建築物木材利用促進協定

1　市は、事業者等が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための情報提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。)を締結することができる。

2　市は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を本宮市のホームページで公表するものとする。

３　協定締結にあたり必要な事項は別途定める。

第８　木材利用の拡大に向けた普及啓発

　市は公共建築物等への地域産材の積極的な利用を通じ、木材の良さを実感する機会を提供することにより、循環型社会への形成に向けた森林づくりの必要性等について市民の理解が得られるよう努める。

　また、木材利用の意識醸成を図るため、小中学校等における森林環境学習の実施や、児童、生徒等が木材による物づくりを体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。